



# 広報

7月号 No. 153

# おんが

発行 昭和48年7月7日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



雨期を前に西川河川第1期浚渫工事進む。これは一般鉱害復旧工事として県費3千万円の予算で、大字木守、今古賀、広渡地区1.2kmにわたり掘削2万m<sup>3</sup>を見込み本年11月完成予定。

## 人のうごき (6月の住民基) 本台帳から

|     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 人口  | 9,972人 | (+0)  |
| 男   | 4,767  | (+10) |
| 女   | 5,205  | (△10) |
| 世帯数 | 2,684戸 | (+10) |

( ) 内は前月比

- 今月のメモ
- 午前中を有効に
  - 赤痢のシーズン
  - 日射病の予防を
  - 夏のスモッグに注意

- 7月のこよみ
- 一日 全国安全週間
  - 七日 七夕の節句
  - 十五日 盆、中元
  - 二十日 海の記念日
  - 二十一日 土用の丑



# 国土調査の基準点再測量

## についてのお願い

基準点とは、測量をする時に絶対必要な基点です。

本町に於ける国土調査事業は、昭和三十九年に始め、過去十年という長い期間を経て来ましたが、この間にあっては、各地区委員さんをはじめ、住民の皆様方の理解あるご協力によりまして、昭和四九年度中には、全地区完了の予定であります。

つきましては、既に完了地区を始め、現在実施中の地区に於ても多数の基準点が滅失、又、紛失しており、住民の皆様には勿論のこと、町当局としまして、非常に支障を来しておる次第であります。皆様には、既に御承知のことと思いますが、この基準点は、国土調査の事業中に於ても、又、この事業完了後に於ても大変重要なポイントであります。

現在この基準点の紛失、滅失個所が多いために、皆様から申請される、公共用地と私有地の境界査定を始め、道路拡幅等の用地買収、その他種々の工事、事業等に於て、いたづらに時間を費すことが多く、住民皆様方の意に添えぬことが多々あります。又、皆様方に於ても、自分の土地を分筆したい時、売買、転用、隣地との境界が不明な時等色々あるかと思いますが、こんな時にこの基点さえあれば簡単に処理も出来、これらに

かかる費用も大幅に軽減されることはいう迄もありません。このような時間の無駄、経費の無駄を省くために、このたび、昭和四八年、四九年の二ヶ年に於て、基準点の再測量を計画し、既に測量の段階に入り、この事業に着手しております。国土調査の時には、この基準点に木杭を打込んだ個所もありましたが、今度の事業では、凡てコンクリート杭、又は、鉄により新設、復元を行います。

今後、この重要な基準点が滅失、紛失、き損等のないように、又、この測量時に於て測量士等が私有地に立入る事もありませんので、何卒よろしくご理解、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

参考(国土調査法抜萃)  
※三十一条 何人も、き損、移転その他の行為により標識等の効用を害してはならない。  
※三十五条 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は、五万円以下の罰金に処する。

遠賀町農振計画に関する農用地利用計画(案)の縦覧について

農振法第十一条第一項の規定に

より農用地利用計画の案を次のとおり縦覧に供していただきますのでお知らせします。又、農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に關し権利を有する者は農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に町に異議の申し立てをすることができま

- 1 縦覧期間 自 昭和四八年六月二十九日 至 昭和四八年七月二十八日
- 2 縦覧場所 遠賀町役場 産業課

### 登録印かん(実印)の提示について

印鑑証明事務の能率化のため昨年八月から証明書は電子複写機により発行しています。これには役場備え付けの印鑑登録票を新しく書き換え登録印かんを押印しなればなりません。昭和四十七年七月三十一日までに印鑑登録申請をした方で、同年八月一日以降現在まで印鑑証明書の交付請求または、登録印かんを提示されたことのない方は、新しい印鑑登録票に登録印かんの押印が完了していませんので、該当者はできるだけ早めに「登録印かん」を住民係に提示してください。

- 1 登録印かんが、き損、ま滅している場合または、三文判で登録している場合は、新たに改印の手続きをしてください。
- 2 引き続き印鑑登録の意志のない方は廃印届をしてください。

録している場合は、新たに改印の手続きをしてください。引き続き印鑑登録の意志のない方は廃印届をしてください。

### 更生保護事業資金についてお願い

罪を犯した人は、いろいろ刑罰を受けてその償いをしますが、また家庭に帰って社会人として生活する間に、再び過ちをくり返すことのないよう立派に更生させることは、私たちの社会を明るく住みよきものとする上から極めて大切なことでもあります。

戸籍手数料の改正 戸籍手数料令の改正により去る七月一日から全国的に戸籍謄抄等は、従来一枚につき五十円が七十円に改正されましたのでお知らせします。

人権メモ 民主主義とは人間を尊重すること

民主主義とは、簡単にいえば、人間を尊重することです。この身の、個々の生きた人間を尊重することです。だから、民主主義の社会にあっては、何より人間の肉体が大事にされ、その生命が尊重されなければなりません。「なにも命には代えられぬ」とか、「生命あつてのものだね」とかいうことは民主主義的な考え方ともいえましよう。

メガネのわすれもの 去る六月二十日のレントゲン検査の時メガネ(老眼鏡)をわすれてあります。役場保健衛生係です。お詫言いますので受け取りにおいで下さい。

あたたかいあなたの心が非行を防ぐ

主唱 法務省、社会を明るくする運動、月間 7月1日~31日

求人

税務大学校普通科研修生の募集について

税務大学校普通科研修生は、国家公務員採用初級試験（税務）の合格者のうちから採用されて、給料を支給されながら一年間の研修を受け、卒業とともに大蔵事務官となつて税務署に勤務することになります。

試験要領は次のとおりです。奮つて応募ください。

- 1 受験資格  
昭和二十八年四月二日から三十二年四月一日までに生れた男子
- 2 願書受付  
七月二十日～八月三日（金）  
人事院九州事務局へ
- 3 一次試験  
十月七日（日）  
教養試験、適性試験、作文試験
- 4 試験内容  
高校卒業程度
- 5 採用  
四十九年四月一日付 九州で約三五〇名
- 6 試験についての問い合わせは  
人事院九州事務局  
電話〇九二一四三―七七三三  
福岡国税局  
電話〇九二一四一―〇〇三二  
若松税務署  
電話〇九三―七六一―二五三六

右のいずれかにしてください。

ゴルフ場の従業員募集について

本年十一月にオープン予定の読売チサンゴルフ場（町内虫生津、上別府地内に造成中）の従業員募集が次のとおり実施されますのでご希望の方は応募下さい。

- 一、職 種 ハウスキャデー
- 二、応募人員 若干名
- 三、勤務時間（時差出勤制度）  
早出 七時三〇分  
一六時三〇分  
遅出 九時〇〇分  
一八時〇〇分  
（送迎用バス運行）
- 四、待遇  
(1) 給与 ハウスキャデー  
六万～八万円  
準ハウスキャデー  
四・五万～六万円  
(2) 健康厚生  
健康保険、厚生年金  
失業保険、労災保険あり
- 五、その他  
ハウスキャデー募集についての説明会を七月二十一日午後一時三〇分から、速賀町役場（第二会議室）にて開催いたします。

応募先又は問合せ先  
速賀町虫生津（竹中土木K・K内）  
読売チサンカントリ  
クラブゴルフ場  
電話 3―一三八四番

未就業看護婦の再就職促進について

福岡県では看護婦等不足対策の一環として、家庭に在る未就業看護婦等を把握するとともに、これら看護婦等の就職を容易にするため講習会等を行ない再就職の促進をはかることにいたしておりますので、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の資格をお持ちで未就業の方は、お届付けください。

なお毎年多数の方が各医療機関に看護婦として再就職されております。

記

- 一、届出期間 六月二十日から八月四日まで
- 二、届出先 速賀保健所  
電話〇九三―六一―四一六一  
講習会その他詳細については、速賀保健所に直接お問い合わせください。

保母試験準備講習会開催について

昭和四十八年第二回保母試験が八月下旬に施行される予定ですがこの受験準備講習会が開催されますので、希望者は最寄りの福祉事務所か、役場厚生課にお問合せ下さい。なお、申込み期限は七月十六日（月）まで。

昭和48年度高性能農業機械（大型トラクター）研修生募集について

大型トラクター研修生を次の要領で募集します。

| 研修の種類                             | 研修期間             |                  | 募集人員 | 申込み締切日     |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------|------------|
|                                   | 初級               | 中級               |      |            |
| 初級トラクター<br>（「初級トラクター・技能」の資格を有する者） | S 48年8月20日～9月3日  | S 48年9月17日～9月30日 | 40人  | S 48年7月31日 |
|                                   | S 49年2月12日～2月27日 |                  | 40人  | S 49年1月25日 |
| 中級トラクター                           |                  |                  | 40人  | S 48年8月31日 |

○研修の場所 宗像郡宗像町大字池浦 福岡県農業経営伝習農場

◎研修を希望する者は役場を経由して県の農業技術課に申込んで下さい。（詳しくは役場産業課振興係にお問い合わせ下さい）

昭和48年度高性能農業機械利用技能者の検定試験実施について

次の要領で検定試験が実施されますのでお知らせします。

○ 受験資格  
(1) 年令が満18才以上の農業者及び市町村、農業団体等の職員で国県又は民間の研修施設等で所定の研修を終了した者。  
(2) 大型特殊自動車の免許取得後2年以上の実務経験があり、且つ短期研修（経営伝習農場で3日間実施する）を終了したものの間実施する。

○ その他  
検定試験の場所、申込み方法、問い合わせ先は前記の研修生募集と同じです。

| 区 分     | 検定試験の期日    | 試験申込みの締切日  |
|---------|------------|------------|
| 初級トラクター | S 48年9月10日 | S 48年8月25日 |
|         | S 49年3月7日  | S 49年2月20日 |
| 中級トラクター | S 48年10月1日 | S 48年9月15日 |

今月の税金

固定資産税 第二期分

納期限 七月二十五日

期限内に完納しましょう

お知らせ

◎盆踊り民謡講習会について

本年も左記により盆踊り民謡講習会を開催しますので各地区より多数ご出席されますようお願いいたします。

一、期日 7月21日(土)午後6時30分集合・7時開始

二、会場 遠賀中学校講堂

◎第一回遠賀町少女バレーボール大会の開催について

少女バレーボール大会を本年を第一回として左記により開催しますので御参加下さい。

一、期日 7月29日(日)

二、会場 遠賀中学校グラウンド

三、その他 詳細については体育協会役員会、監督会議で取り決める。

◎第三回遠賀町少年ソフトボール大会の開催について

少年ソフトボール大会も本年で三回目を迎えました。年々盛会になってきました。本年も左記により開催しますのでご参加下さい。

さい。

一、期日(第一日) 7月29日(日)(第二日) 7月30日(月)

二、会場 第一会場 遠賀中学校 (A・Bコート) 第二会場 島門小学校 (Cコート) 第三会場 浅木小学校 (Dコート)

三、その他 詳細については体育協会役員会、監督会議で取り決める。

◎十四回遠賀郡民体育大会のお知らせ

広く郡民の間に体育・スポーツの普及発達をはかり、健康で明朗な郡民生活の確立に寄与する目的をもって、標記大会が左記により開催されますので、本町からも多数参加下さるようお願いいたします。詳細については町教育委員会社会教育課までお問い合わせ下さい。

一、期日 48年8月26日(日)

二、会場 水巻町

三、実施競技種目

- (1)陸上競技(一般の部・青年の部)(2)バスケットボール(一般男子の部・教職員男子の部)(3)

バレーボール(一般男子・女子・青年男子・女子の部)(4)軟式庭球(一般の部男子・女子団体戦・個人戦)(5)卓球(一般の部・青年の部男子2名・女子2名)(6)バドミントン(一般の部・壮年の部)(7)柔道(一般の部・青年の部)(8)剣道(一般の部・青年の部)(9)弓道(一般男子・女子の部・団体、個人戦)(10)相撲(一般の部・青年の部)(11)軟式野球(一般の部)

衛生だより

◎夏期一斉大掃除の実施について

夏期は衛生的環境条件が悪く心身の健全なる動きが阻害されがちであります。そのため体力の低下をまねきやすく、また消化器の病気が日本脳炎等がこの時期に発生してきます。そこで本年度も町民の健康の保持と疾病予防を図るため、夏期一斉大掃除を実施しますので、町民各位のご協力をお願いします。

記

一、実施期間 七月二十日～八月十二日

二、実施方法

実施期間内に各世帯毎に適宜大掃除を行い町から配付する薬剤を散布する。

三、薬剤配付(無料)

スミチオン一・五%粉剤 一世帯に一袋を配付しますの で、ゴミ箱、床下、畳下、下

水溝、便所の周辺などに散布して下さい。

◎ツ反、BCG接種の実施について

実施月日

ツベルクリン 七月二四日

判定 BCG 七月二六日

時間 いずれも受付は十三時～十四時

接種は十四時～十五時

場所 遠賀町公民館ホール

対象者 生後二ヶ月から小学校就学前の乳幼児および三十三歳未満でまだ陽転していない人。

◎昭和四十八年度身体障害者巡回相談の実施について

身体障害者の更生援護の利便をはかるため、本年度も次の要領で巡回相談が実施されます。

なお、巡回相談当日受付の混乱、書類等の誤記がないよう十分整備するため、事前に巡回相談申込みの受付をいたすことにしましたので、ご諒承のうえご協力下さるようお願いいたします。

1 巡回相談申込み受付日

〇7月17日 遠賀町役場保健室

9時30分～午前11時30分まで

代理人でも結構ですからこの指定日時にてできるだけ申込みに来庁下さるようお願いいたします。

2 巡回相談内容

(1) 身体障害者手帳交付に関する判定(内部疾患を除く)

(2) 更生医療の要否判定

(3) 補装具の交付又は修理の判定

(4) 更生授護又は福祉施設への入所相談

(5) その他更生相談に関すること。

3 対象者

身体に機能的障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けようとする者(内部疾患を除く)及び身体障害者手帳所持者で2のうちいずれかに該当する相談の必要のある者。

4 巡回相談日

7月19日 芦屋町町民会館

午前10時～午後3時まで

◎遠賀町公民館休館のお知らせ

町公民館は常日頃皆様方にご利用いただいておりますが左記期日は休館させていただきます。大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力の程お願いします。館長

記

休館日 8月13・14・15日3日間

◎心配ごと相談日のお知らせ

七月の心配ごと相談所を左記のとおり開設いたしますから交通事故、家庭内の問題、その他日頃お困りの方は、どんなことでも結構です。お気軽にご相談されますようお願いいたします。

記

日時 七月二十三日(月)

午後一時～四時

場所 町公民館別館

相談員 民生委員、人権擁護委員

保護司、他